

令和 7 年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業実施要綱

第 1 事業の目的

この事業は、里親及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人（以下「里親登録者等」という。）を増やすことを目的とする。

第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第 3 事業の内容等

実施団体は、里親制度及び特別養子縁組制度について、最終的に里親登録者等を増やすため、1 から 4 までの事業を実施すること。ただし、これらの制度は目的が異なっており、広報啓発の対象者が一致するとは限らないため、必ずしも一体的に実施するものではないこと。

なお、事業を実施するに当たり、こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下「担当課」という。）と協議の上、事業開始から年度末まで継続的に広報啓発を行うことができるよう、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。ただし、里親制度の広報啓発事業については、特に里親月間である 10 月に集中的に実施すること。

また、事業実施の効果について検証を行った上で、実施した広報啓発活動の内容やその効果検証等について担当課に報告すること。

1 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発活動

① 潜在的な担い手の把握・分析、それに基づく広報啓発活動

里親や特別養子縁組の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発活動を実施すること。

② 企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発活動

(案)

里親に関する企業の理解を深め、機運醸成を図るとともに、共働き里親に対する理解や配慮を促進させるよう、企業に対して里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発活動を実施すること。

③ インターネット等を活用した広報啓発活動

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発活動を実施すること。

その際、広報ごとにターゲット層を絞り、ターゲット層の関心のステージに応じて適したコンテンツを提供し、戦略的に広報を展開するとともに、2の特設サイトへのアクセスにつなげること。

(例)

- ・特にLINE 広告など、月間アクティブユーザーが多い広告媒体を活用した広報啓発活動
- ・YouTube、TVer、Abema 等の動画配信サイトの動画広告を活用した広報
- ・X (旧 Twitter)、Facebook、YouTube 等の SNS 等を活用した広報 等

④ ポスター及びリーフレットの作成、配布

ポスター及びリーフレットを作成し、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に配布すること。

その際に、単に成果物を自治体に配布するのではなく、成果物が効果的に活用されるよう、アンケートの実施や広報啓発活動に関するノウハウの提供を併せて行うこと。

なお、ポスター及びリーフレットのデザインデータについては、2の特設サイトに電子媒体をダウンロードできるページを設ける等の方法により、自治体における広報啓発活動で活用できるよう提供すること。

また、ポスター及びリーフレットは、事業終了後も使用する予定であるため、継続的に使用できるデザインを用いることとし、そのデータを適切に担当課に引き継ぐこと。

2 特設サイトの開設

里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開すること。この特設サイトについては、広報啓発の中心的な役割を担うものとして、1②の活動でアクセスを誘導し、広く国民に普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁

(案)

組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能な構成とすること。

また、自治体における里親制度や特別養子縁組制度を紹介するホームページへのリンクを掲載したページを作成し、関心を持った人がそのまま自治体に繋がるができるような工夫を取り入れること。

なお、当該特設サイトは、事業実施期間終了後、担当課に引き継ぐこと。

3 都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者等を増やすことができるよう、1①の分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報内容を提案し、希望する都道府県等と連携した広報を実施すること。

なお、実施後、その取組について広報資料を作成し、担当課に提出すること。

4 その他

里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発活動について、上記のほか、本事業の目的に沿った取組があれば、担当課に協議の上、実施すること。

第4 広報媒体の作成

実施団体は、広報媒体を作成する際には、担当課と随時協議の上、作成すること。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

第5 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第7 その他特記事項

(案)

1 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体が本事業の一部を第三者に委託する際には、担当課に事前に協議し、許可を得なければならない。
- (3) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託先事業者も負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (3) 個人情報に記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。
作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (4) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (5) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

3 著作権の取扱い

こども家庭庁及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発のため、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。使用する期間などの制限をかける必要があれば、担当課と協議の上決定すること。